

米国環境保護庁、ネオニコチノイドのハチに対する有害性表示を義務づけ

アメリカ合衆国環境保護庁（EPA）は、8月15日付けの公式発表により、ネオニコチノイド系の4物質（クロチアニジン、ジノテフラン、イミダクロプリド、チアメトキサム）を含有する農薬について、ハチなど花粉媒介昆虫への有害性をラベルに表示することを農薬メーカーに義務づけ、ハチのいる場所での使用禁止をラベルに明示させることにした。新しい表示には、ハチの警告マークとともに「花粉媒介者保護」の注意欄が設けられ、下記の注意書きが記載されるほか、「使用法」として受粉サービスの契約養蜂家に使用予定を48時間前に報告し、ハチの退避を依頼するなど細かい注意点を挙げている。

米国農務省とEPAは5月に蜂群崩壊症候群に対応する報告書を発表したが、農薬は複数原因のうちの1つとする立場を取っている。ネオニコチノイド系農薬の規制が進む欧州に比べて動きの鈍かった米国が、ラベル表示義務によって花粉媒介者への危険性を明確に認めたことになり、今後の進展が注目される。



ハチの保護マーク

この製品はハチおよびその他の花粉媒介者を殺す可能性があります

ハチおよびその他の花粉媒介者は、以下の経路からこの殺虫剤に曝露します。

- ・ 葉面散布中の直接接触、葉面散布後の植物表面残留物への接触。
- ・ 種子処理、土壌・幹への注入、葉面散布に用いられた際、花蜜や花粉中の残留物を摂取。

この製品の使用には以下の対策を取ってください。

- ・ 使用地点周辺で花粉媒介者を誘引する植物から採餌しているハチおよびその他の花粉媒介昆虫に対し、この製品への曝露を最小限に抑える。
- ・ ハチの巣や、花粉媒介者を誘引する巣外の生息環境に、この製品が飛散することを最小限に抑える。ハチの巣や、花粉媒介者を誘引する巣外の生息環境に飛散したこの製品は、ハチを殺す可能性があります。

【参考】

Environmental Protection Agency: “New Pesticide Labels Will Better Protect Bees and Other Pollinators”.

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/d0cf6618525a9efb85257359003fb69d/c186766df22b37d485257bc8005b0e64!OpenDocument>

Environmental Protection Agency: “Pollinator Protection Labeling for Nitroguanidine Neonicotinoid Products”

<http://www.epa.gov/opp00001/ecosystem/pollinator/bee-label-info-ltr.pdf>